19　法第五十七条第十一項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の内国法人に係る次の各号に掲げる事由とし、同項第三号に規定する当該事由が生じた日として政令で定める日は、当該各号に掲げる事由が生じた日とする。

一　その発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

二　その発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

第百十三条第一項第一号中「九年」を「十年」に改め、同項第二号中「前九年内事業年度（」を「前十年内事業年度（」に、「被合併法人等前九年内事業年度」を「被合併法人等前十年内事業年度」に改め、同項第三号中「被合併法人等前九年内事業年度」を「被合併法人等前十年内事業年度」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第四項中「被合併法人等前九年内事業年度」を「被合併法人等前十年内事業年度」に、「前十年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める。

第百十六条の二第一項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第三項中「九年」を「十年」に改め、「法第五十七条第一項」の下に「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を加え、同条第五項中「第百十二条第十六項」を「第百十二条第二十二項」に、「同条第十七項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　法第五十八条第六項第二号に規定する政令で定める事由は、同条第一項の各事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事由とし、同条第六項第二号に規定する政令で定める日は、当該事由が生じた日とする。

一　法第五十七条第十一項第二号イに掲げる事実が生じた法第五十八条第六項第二号の内国法人の当該事実に係る法第五十七条第十一項第二号イに定める事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該内国法人の発行する株式（出資を含む。以下この項において同じ。）が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において「金融商品取引所等」という。）に上場されたこと。

ロ　当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿（以下この項において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されたこと。

ハ　当該内国法人の当該事実に係る更生計画で定められた弁済期間が満了したこと。

二　当該内国法人の当該事実に係る更生債権（会社更生法第二条第八項（定義）並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第八項（定義）及び第百六十九条第八項（定義）に規定する更生債権をいう。）の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該内国法人以外の者で当該内国法人の事業の更生のために債務を負担する者が当該内国法人の当該事実に係る更生計画において明示されている場合において、その者が債務（当該更生計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該内国法人に対して有することとなつた債権及び当該更生債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

二　法第五十七条第十一項第二号ロに掲げる事実が生じた法第五十八条第六項第二号の内国法人の当該事実に係る法第五十七条第十一項第二号ロに定める事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該内国法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ　当該内国法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ　当該内国法人の当該事実に係る再生計画で定められた弁済期間が満了したこと。

ニ　当該内国法人の当該事実に係る再生債権（民事再生法第八十四条（再生債権となる請求権）に規定する再生債権をいう。）の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該内国法人以外の者で当該内国法人の事業の再生のために債務を負担する者が当該内国法人の当該事実に係る再生計画において明示されている場合において、その者が債務（当該再生計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該内国法人に対して有することとなつた債権及び当該再生債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

三　法第五十七条第十一項第二号ハ又はニに掲げる事実が生じた法第五十八条第六項第二号の内国法人の当該事実に係る法第五十七条第十一項第二号ハ又はニに定める事業年度　イからニまでに掲げる事由（当該内国法人の当該事実が再生支援（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）によるものである場合にはイ、ロ及びホに掲げる事由とし、当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該内国法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ　当該内国法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ　当該内国法人の当該事実に係る債務処理に関する計画（ニにおいて「再建計画」という。）で定められた弁済期間（当該内国法人が当該内国法人に対する債権で当該事実が生じた日前に生じた債権として財務省令で定めるもの（ニにおいて「事実発生前債権」という。）に係る債務の弁済をする期間をいう。）が満了したこと。

ニ　当該内国法人の当該事実に係る事実発生前債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該内国法人以外の者で当該内国法人の事業の再生のために債務を負担する者が当該内国法人の当該事実に係る再建計画において明示されている場合において、その者が債務（当該再建計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該内国法人に対して有することとなつた債権及び当該事実発生前債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

ホ　当該内国法人の当該事実に係る再生支援に係る全ての業務が完了したこと。

6　法第五十八条第六項第三号に規定する設立の日として政令で定める日は、同号の内国法人の設立の日（当該内国法人が第百十二条第十八項各号に掲げる法人に該当する場合には当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日とし、当該内国法人が当該各号のうち二以上の号に掲げる法人に該当する場合には当該二以上の号に定める日のうち最も早い日とする。）とする。

7　法第五十八条第六項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の内国法人に係る第百十二条第十九項各号に掲げる事由とし、法第五十八条第六項第三号に規定する当該事由が生じた日として政令で定める日は、当該各号に掲げる事由が生じた日とする。

第百十六条の四中「（平成十四年法律第百五十四号）」及び「（平成八年法律第九十五号）」を削り、「第四条第八項」の下に「（定義）」を加える。

第百十七条第一号中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削る。

第百十九条第一項第五号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。